**NEWS RELEASE**　　　　　　　国土交通省 神戸運輸監理部

令和６年３月１８日資料配布

海事振興部　船員労政課



こうべぇ

１４：００発表

船員の最低賃金を引き上げます

～４月１７日から、３業種について改正～

神戸運輸監理部は、管内の３業種（内航鋼船運航業及び木船運航業、海上旅客運送業、沖合底びき網漁業）の船員の最低賃金を改正し、４月１７日(水)から発効します。

船員の最低賃金は、海上労働の特殊性等を考慮して陸上勤務者の最低賃金とは別に定めており、国土交通省が所管しています。そのため、国土交通大臣権限に係る最低賃金改正は交通政策審議会、地方運輸局長権限に係る最低賃金改正は各地方交通審議会に諮問され、当該審議会からの答申を受けて改正します。

　神戸運輸監理部長権限に係る船員に関する特定最低賃金（神戸内航鋼船運航業及び木船運航業、神戸海上旅客運送業、神戸漁業（沖合底びき網）の最低賃金）の改正について、昨年８月４日に近畿地方交通審議会（会長：本荘 武宏）に対して諮問を行い、当該審議会に設置された業種ごとの最低賃金専門部会における調査審議を経て、１月１７日に答申を受け、以下のとおり改正することを決定しました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業種 | 職種等 | 最低賃金月額  (改正前) | 引き上げ額  (増加率) |
| 神戸内航鋼船運航業及び木船運航業※ | 職員 | ２６０，６５０円  (２５３，１５０円) | ７，５００円  (２. ９６％) |
| 若年職員※ | ２４４，２００円  (２３６，７００円) | ７，５００円  (３. １７％) |
| はしけ長 | ２６０，６５０円  (２５３，１５０円) | ７，５００円  (２. ９６％) |
| 部員 | ２０２，１００円  (１９４，５００円) | ７，６００円  (３. ９１％) |
| 部員  (海上経歴３年未満) | １９２，８００円  (１８５，２００円) | ７，６００円  (４. １０％) |
| 神戸海上旅客運送業  　　　　　　　　※ | 職員 | ２５５，８００円  (２４８，３５０円) | ７，４５０円  (３. ００％) |
| 部員 | １９４，３５０円  (１８６，９００円) | ７，４５０円  (３. ９９％) |
| 神戸漁業  (沖合底びき網) | １人歩船員※ | ２１５，６００円  (２１０，０００円) | ５，６００円  (２. ６７％) |

**神戸運輸監理部長権限に係る船員の特定最低賃金改正**【発効年月日：令和６年４月１７日(水)】

※適用に関する詳細については、別紙をご参照ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配布先 |  | 問い合わせ先 |
| 神戸海運記者クラブ | 神戸運輸監理部　海事振興部　船員労政課  担当：大當、上岸  電話：０７８－３２１－３１４９（直通） |

別　紙

1.適用地域

　神戸運輸監理部の管轄区域

2.適用する使用者

　神戸運輸監理部の管轄区域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船舶所有者

3.適用する船舶・船員の範囲

(1)神戸内航鋼船運航業及び木船運航業

国内各港のみを航海する船舶のうち、平水区域を航行区域とする鋼船、沿海区域を航行区域

　 とする総トン数１００トン未満の鋼船、鋼製はしけ及び木船に乗り組む者

(2)神戸海上旅客運送業

　 旅客運送に供する船舶のうち、平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする

　 総トン数１００トン未満の船舶及び総トン数１００トン以上の船舶でその航行区域が平水区

　 域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されている船舶に乗り組む

　 者

(3)神戸漁業(沖合底びき網)

　　 沖合底びき網漁業に供する総トン数１５トン以上の船舶に乗り組む者

・若年職員

　　船舶職員養成施設のうち、特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者

・一人歩船員

　　雇入契約において、報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に

あたって基準となる配分単位１単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員